平成２２年（フ）第２１５号
長野県松本市並柳４丁目５番Ｅ－１号
債務者　降簱　恒雄
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２２６号
長野県松本市大字岡田下岡田13番地５　ハイツ岡田201号
債務者　中村容平こと　金　　容平
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５３号
岐阜県高山市神明町１丁目15番地２
債務者　澤山　一歩
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
岐阜県高山市上岡本町８丁目266番地
債務者　澤山　作志
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２３５９号
名古屋市南区南野３丁目69番地　第２北前荘２Ｅ号
債務者　楠本　和徳
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９１号
三重県名張市桔梗が丘西６番町２街区61番地、前住所三重県名張市梅が丘南４番町23番地
債務者　小山　正一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第９２号
三重県名張市桔梗が丘西６番町２街区61番地、前住所三重県名張市梅が丘南４番町23番地
債務者　小山　宏枝
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１２８号
三重県三重郡朝日町大字柿2528番地
債務者　荒木　泰次
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
三重県四日市市南浜田町５番34号
債務者　安藤　満紀
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
三重県四日市市南浜田町５番34号
債務者　安藤　眞希
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
三重県四日市市馳出町１丁目12番地　コーポ馳出103号
債務者　加藤カズミ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
三重県四日市市前田町19番９号
債務者　成尾　智恵
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
三重県四日市市別名２丁目５番17号　ル・パラディＢ棟１－Ｃ
債務者　川南　寿代
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
三重県四日市市日永西３丁目11番18号
債務者　竹中緋紗子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
三重県四日市市采女町1812番地１
債務者　野呂ユカリ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
滋賀県草津市山寺町1166番地　ダイキン山寺住宅234Ａ号、前住所滋賀県大津市錦織１丁目13番４号　ヴィラ塩利202号
債務者　藤原　雄大
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２２号
滋賀県草津市野路１丁目６番５－603号
債務者　諸石　育生
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２４号
大津市平津２丁目13番20号
債務者　土森　弘文
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大津地方裁判所民事部